

やまなし人材定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、若者の県内における就業を促進し、県内への定着を図ることにより、本県の産業を担う人材を継続的かつ安定的に確保するとともに、人口減少危機対策の一層の充実を図るため、県内の中小企業に就職した学生等の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内でやまなし人材定着奨学金返還支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45条。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金（以下「第一種奨学金」という。）及び第二種学資貸与金（以下「第二種奨学金」という。）をいう。
- (2) 大学等 大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程）をいう。
- (3) 大学生等 大学等に在学する学生をいう。ただし、大学等を卒業する日以後直近の4月1日において35歳未満の者に限る。
- (4) 既卒者 次のイからハまでのいずれにも該当する者をいう。
 - (イ) 第6条に規定する申請（以下「認定申請」という。）時点で大学等を卒業・修了した者
 - (ロ) 山梨県外に居住し、かつ、山梨県外にある企業（県内に本社を有する企業を除く。）に就業している者又は山梨県内にある企業を当該企業の都合で離職した者
 - (ハ) 認定申請を行う年度の翌年度の4月1日において35歳未満の者
- (5) 市町村支援満了者 認定申請を行う年度が山梨県内にある市町村の実施する奨学金返還支援制度（以下「市町村支援制度」という。）が満了する日の属する年度となる者。ただし、認定申請を行う年度の翌年度の4月1日において35歳未満の者で、市町村支援制度の適用前において次のいずれかに該当する者に限る。
 - (イ) 第3号に該当する者
 - (ロ) 大学等を卒業・修了し、第4号（ロ）に該当する者
- (6) 中小企業 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）を超えない事業主又は常時使用する社員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）を超えない事業主をいう。
- (7) 対象企業 山梨県内に本社を有する中小企業又は勤務先を山梨県に限定した採用を行っている中小企業で、奨学金の返還支援のため、山梨県が創設した基金に出捐するものとして、県から登録を受けた企業をいう。
- (8) 県内事業所等 対象企業の山梨県内に有する本社、支社、支店、事業所等をいう。
- (9) 事業主 事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団をいう。
- (10) 正規雇用 次のイからハまでのいずれにも該当する雇用形態で雇用される労働者を指す。

- (イ) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- (ロ) 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- (ハ) 同一の事業者には雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定され、当該規定が適用されている労働者であること。

(補助金の交付)

第3条 県は、あらかじめ本補助金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）として認定を受けた者のうち、次の各号のいずれかにおいて、要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 大学生等の場合

- (イ) 大学等を卒業した翌月の初日から起算して6ヶ月以内に対象企業に正規雇用により就業した者
- (ロ) 県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者

(2) 既卒者の場合

- (イ) 大学等在学時に貸与を受けた奨学金について、第10条に規定する申請（以下「交付申請」という。）の時点で返還残額があり、かつ滞納額がない者
- (ロ) 第6条第2項に規定する通知のあった日（以下「認定通知日」という。）の属する年度の翌年度の4月末日までに、対象企業に正規雇用により就業した者
- (ハ) 県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者

(3) 市町村支援満了者の場合

- (イ) 大学等在学時に貸与を受けた奨学金について、交付申請の時点で返還残額があり、かつ滞納額がない者
- (ロ) 認定通知日の属する年度の翌年度の4月末日まで、認定申請日から引き続き対象企業に正規雇用により就業している者
- (ハ) 県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者

(補助対象経費等)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は別表のとおりとする。ただし、補助対象経費の全部若しくは一部に対し本県又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている又は将来交付を受けることが確定している場合は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助期間)

第5条 本補助金の補助期間は、次の各号のいずれかによるものとする。ただし、山梨県外に有する本社、支社、支店、事業所等に勤務した期間等は補助期間に含まず、期間の計算に当たっては、県内事業所等に勤務することとなった日の属する月の翌月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月）から、県内事業所等に勤務しなくなった日の属する月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数の通算によるものとする。

(1) 大学生等及び既卒者の場合

大学生等にあつては大学等を卒業する日以後直近の4月初日、既卒者にあつては認定通知日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした10年間のうち、県内事業所等に勤務した8年間とする。

(2) 市町村支援満了者の場合

認定通知日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした6年間のうち、県内事業所等に勤務した4年間とする。

(支給対象者の認定)

第6条 本補助金の支給を受けようとする者は、知事が指定する期間に、補助金支給対象者認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて申請し、支給対象者の認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により認定をしたときは、補助金支給対象者認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支給対象者の要件)

第7条 本補助金の支給対象者は、次の各号のいずれかにおいて、要件をすべて満たす者とする。

(1) 大学生等の場合

(イ) 対象企業に就職を希望する大学生等で、奨学金を借り入れ、返還予定の者

(ロ) 大学等を卒業する翌月の初日から起算して6ヶ月以内に、対象企業へ正規雇用による就職を希望する者

(ハ) 大学等を卒業する日以後直近の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること

(2) 既卒者の場合

(イ) 対象企業に就職を希望する既卒者で、奨学金を借り入れ、滞納額がない者

(ロ) 認定申請日の属する年度の翌年度の4月末日までに、対象企業へ正規雇用による就職を希望する者

(ハ) 認定申請日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること

(3) 市町村支援満了者の場合

(イ) 対象企業に就職している市町村支援満了者で、奨学金を借り入れ、滞納額がない者

(ロ) 認定申請日の属する年度の翌年度の4月末日まで、認定申請日から引き続き対象企業に正規雇用による就業を希望する者

(ハ) 認定申請日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした6年間のうち、4年間以上県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること

(支給認定の変更等)

第8条 支給対象者は、第6条第2項の規定により通知を受けた内容に変更があつたときは、速やかに補助金支給対象者認定変更承認申請書(様式第3号)により申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により変更承認をしたときは、補助金支給対象者認定変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(支給対象者の認定の取り消し)

第9条 知事は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 補助金支給対象者認定辞退届(様式第5号)が提出された場合
- (2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- (3) 留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合
- (4) 退学した場合
- (5) 奨学金返済を滞納した場合
- (6) その他、支給対象者の要件を満たさないことが明らかな場合

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、補助金支給対象者認定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第10条 本補助金の交付を受けようとする支給対象者は、補助金交付申請書(様式第7号)に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の時期等)

第11条 知事は、第10条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査のうえ、交付すべきものと認められたときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合においては、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付決定の変更等)

第12条 交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに補助金変更承認申請書(様式第9号)により申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により変更承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(交付決定の廃止等)

第13条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金廃止承認申請書(様式第11号)により申請し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 対象企業での就業後に会社都合又は自己都合(病気、けが等やむを得ない事情による場合に限る。)で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して12ヶ月を超えた場合
- (2) 対象企業での就業後に自己都合(病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。)で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して6ヶ月を超えた場合
- (3) 県外に転出した場合(ただし、会社都合による県外勤務期間を除く。)
- (4) 奨学金返済を免除された場合
- (5) その他知事が認めた場合

(状況報告)

第14条 交付対象者は、規則第10条の規定による状況報告を、状況報告書(様式第12号)に係る書類を添えて各年度の翌年度の知事が別に定める日までに行わなければならない。

(概算払)

第15条 知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、概算払いにより交付することができる。

2 交付対象者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、第14条に規定する状況報告に併せて、補助金概算払請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第16条 交付対象者は、規則第12条の規定による実績報告を、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書(様式第14号)に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

(本補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、書類審査等を行い、交付決定内容に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第15号)により、支給対象者に通知するものとする。

2 知事は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取り消し)

第18条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により本補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 奨学金返済を滞納した場合

(3) 第14条による報告を怠った場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合

(5) 対象企業からの出捐が得られなかった場合

(6) その他知事が不相当と認めた場合

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により通知するものとし、当該取消しに係る部分に対する補助金が既に交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 交付対象者は、前条第1項の規定による取り消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 交付対象者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 交付対象者は、前項の申請をしようとする場合には、当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となる事項を記載した申請書(様式任意)を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、第4項の免除をする場合には、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を交付対象者に通知するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第20条 支給対象者は、第6条第1項の規定に基づく認定の申請、第10条の規定に基づく交付の申請については電子情報処理組織を使用する方法(条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。)により行うことも可とする。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

別表 補助対象経費等

補助対象経費	大学等の在学時に貸与を受けた奨学金 ただし、第5条に定める補助期間の起点において既に返還が開始されている者については、大学等の在学時に貸与を受けた奨学金のうち交付申請時の返還残額(利子分は除く)
補助率及び補助限度額	補助対象経費の2分の1、ただし、120万円を上限とする。なお、市町村支援満了者については60万円を上限とする。